

Title	笑う三国志：正史『三国志』感情表現初探
Sub Title	The dynamics of laughter in the Sanguo zhi
Author	吉永, 壮介(Yoshinaga, Sōsuke)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2016
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.111, (2016. 12) ,p.68 (137)- 83 (122)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	関根謙教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01110001-0068

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

笑う三国志

——正史『三国志』感情表現初探——

吉永 壮介

一、序言

有史以来、中国の膨大な群籍に浮沈する幾多の感情表現は、いったい誰のものなのか。

喜怒哀楽の感情表現は、内面の心情の発露と、他人から求められる当為としての作法との狭間にある。換言すれば、個性と社会性の闘ぎ合いのうえでなされる情動の表白である。感情表現が文字媒体に記録される際には、記録者の偏向が掛かり、個人の意図を離れて社会的な判断のもとで後世に伝えられる。文字に記された何如なる感情表現にも、「そのような感情表現であったはずだ」、あるいは「そのような感情表現であるべきだ」という記録者の判断が色濃く影を落としていることは言を俟たない。その意味に於いては、感情表現も他のあらゆる情報と同様に、特定の時代、地域、階層、媒体の制約のもとで、後世に伝える必要がある内容として保存、創作されたものである。極論すれば、書籍上の人物たちの何如なる感情も、発した個人に帰属するものではなく、その本質は記録者と後世の読者との関係性のなかにもみ成立することが許される表白の標本である。

紀伝体の伝統のもと、史家たちの筆下に描かれた人物たちの感情の軌跡は、正史をたどることによってその大枠を知ることが出来る。それらは各時代に求められた儒学を奉ずる人々が想定する感情表現の一端を端的に示しているであろう。歴史の史家が求めた「あるべき」感情表現の位相の全貌を見極めるのは困難であるが、本稿ではその端緒として、正史『三国志』に見える感情表現について考察する。『三国志』を選ぶ理由は、正史のなかでも感情表現に類する語が現れる割合が非常に高い史書であるということ、そしてそこに描かれる多数の人物形象が民間芸能や雑劇、『三国志平話』、白話小説『三国志演義』へと継承され変貌をとげており、時代や媒体によつて求められる感情表現の各種の位相を複合的に考察する素材として適していることが予測されるためである。

感情表現を文字化するとき、所作、発した言葉、文脈から滲む心情等、さまざまな技法があり得るが、全体的な傾向を客観的に概観するために、特定の文字に着目して統計的に比較する方法をとる。本稿では陳寿の本文と裴松之注の双方を含めた全文を以て『三国志』として統計をはかり、必要に応じて両者を弁別して論じることとする。『三国志』に見える感情表現のなかから「笑い」に焦点を当てて、正史にたゆたう膨大な歴史人物の「感情」に対する考察の嚆矢となしたい。

二、陳寿本文に見える君主の「笑」

正史『三国志』には「笑」の字が百八十八回（本文七十二回、裴注百十六回）用いられている。情感豊かで躍動的な人物描写に富むとされる『史記』に見える「笑」は百六十七回である。非常に大部な『宋史』に見える「笑」は三百三十四回、『清史稿』は百十一回であり、いずれも出現頻度としては『三国志』が勝っている。二十四史で最も文字数の少ない『陳書』にいたってはわずか十三回しか現れず、そこに見える人物たちに「笑」は無いといつても過言ではない。

『三国志』に描かれる人物群のなかで、動作主として笑う機会を複数回与えられている人物は以下の通りである。数字は陳寿本文と裴松之注に見える「笑」を加算した回数、（ ）内は裴松之注を除いた陳寿本文に見える「笑」の回数である。

曹操二十九回（九回）、孫權十八回（十回）、曹丕八回（一回）、孫策七回（三回）、劉備三回（三回）、諸葛亮三回（〇

回)、呂蒙二回(二回)、曹叡二回(〇回)。

膨大な人物群のうちのわずか八名が『三国志』の「笑」の約三十八%を占有していることになる。そして、一瞥して明らかのように、諸葛亮と呂蒙を除けば人臣ではなく君主である。公孫瓚、袁紹、袁術、劉璋等には笑う機会が与えられていないことにも鑑みれば、よく笑う人物こそが乱世の雄となり得たのであり、また、君主たるものはよく笑う人物であるべきだとの要請をそこに垣間見ることができようであろう。

陳寿本文で笑う機会を得ている人物は、上記のほか、袁渙、王綰、何双、関羽、甘寧、黄權、司馬昭、鍾毓、譙周、諸葛恪、審配、曹洪、臧洪、孫堅、孫登、趙達、程昱、田疇、滕胤、馬忠、劉表、和洽、そして魏軍兵士等がいる。これらの中には武官も含まれてはいるが、戦場に於ける豪快な笑いというものは見られない。例えば、猛将として名高い孫堅にしても、『三国志』巻四十六孫破虜伝に、

堅方行酒談笑、敕部曲整頓行陳、無得妄動。

(董卓軍が迫って来たとき)孫堅はちょうど酒宴の席で談笑していたが、部下の兵士たちに整列して隊伍を整えたまま、妄りに動かないよう命じた。

と見え、戦いに臨む前の剛胆なる平常心としての談笑が称揚されている。関羽が負傷した腕の骨を削って毒を取り去る手術を受けながら、肉を手に取り酒を飲み自若として談笑していたのも同様で、「笑」は戦場に於いてすら武力そのものを誇示する描写ではなく、知性や人間性、そして政治的な振る舞いの範疇に属する感情表現として描出されている。

「笑」は必ずしも快活さや聡明、度量の現れとは限らず、侮蔑の意を含んだ爽快ならざる「笑」も氾濫している。郝普を謀略に陥れて手を拊つて笑った呂蒙⁵、曹洪が酒宴で見せたが如き狂態としての笑い、袁紹ではなく曹操に仕えた理由を尋ねられても「君の知ったことではない」と笑ってこたえなかった田疇⁷、虎狩りを諫める張昭を無視して笑った孫權⁸、己の能力と功績を誇る鄧艾に対する周囲の嘲笑⁹、不相応な出世をして得意になり失笑を買った毛嘉等¹⁰、「笑」の内包する多義的な位相が単純な類型化を拒んでいるが、敢えて大別すれば、肯定的と否定的のいずれで描かれているかということになる。

嘲笑に対する畏れは人々の行動規範の一角を形成している。そしてそれは、許劭に笑われることを畏れて太史慈を抜擢できなかつた劉繇の例に顕著なように、とりわけ儒教的な抑止力として大きく作用している。儒教的拘束力が「笑」に姿を借りる様相は、詔や布令、諫争、書簡で「笑われることを畏れる」「後世の笑いを受ける」という危惧がしばしば示されていることに端的に現れている。曹叡が漢の武帝の土木事業を嘲笑していたことを挙げて、曹叡自身の土木事業を諫めた衛觚の上奏文や、桀王・紂王・幽王・厲王の悪しき範に倣って後世の嘲笑を受けてはならないとする高堂隆の上奏文、項羽の軍は精強であったが、道義に従わなかつたため一族はみな火炙りにされて千載の後まで笑い草になったとする諸葛亮の上奏文等、枚挙に暇が無い。

笑われて名誉が損なわれることは、ときに生存の根幹をも揺るがす重みをもっていた。田豊の進言を容れずに官渡の敗戦を招いた袁紹が、「田豊が手を拊つて大笑いしています」という逢紀の讒言に唆されて田豊を殺したことは、悪意ある「笑」が人を殺す十分な動機となることを示している。しかも田豊の実像は、「幼い頃に親をなくし、悲しみ極まるなかで喪に服し、月日が過ぎても齒莖を見せて大笑いすることはなかつた」のである。この対照的な描写に人間性と社会性に深く根を下ろす「笑」の桎梏を看取することは容易である。

ここで再び君主たちの「笑」に立ち返りたい。陳寿本文に見える曹操の九回の「笑」のうち、袁紹に対する悪意を蔵した「笑」と、韓遂と马超の離間を誘う謀略の「笑」を除けば、残りの七回は聡明で自信に満ちた躍動的な感情の起伏を示すものとして描かれており、政略・戦術に関して先見の明を示すものや、謀臣の進言を評価する「笑」が多いのが特徴である。袁紹軍を輜重でおびき寄せる戦術で勝利を確信して荀攸に目くばせをした際や、劉曄の陳策討伐の進言を容れた際、賈詡が袁紹と劉表の失敗を例に挙げて曹丕を後継者に推した際に見せた「笑」は、曹操自身の能力の高さと、家臣の有用な進言を見抜き評価する力量を示す機能を負うものである。とりわけ、移民政策で蔣済の助言に従わずに失敗したことを認めて大笑し、それから蔣済を信任するようになった逸話は、袁紹の田豊に対する態度と好対照をなしており、そこには勝者と敗者を截然と分ける所以の「笑」が描かれている。

陳寿本文に限れば、孫権は曹操を凌ぐ十回の「笑」を發している。虎狩りを諫める張昭を無視した「笑」を除けば、いずれも聡明さや大度を示す肯定的な表現であり、その内訳は二つの傾向に分けることができる。ひとつは、蜀の使節として訪呉した鄧芝や宗預の剛直な氣骨を評価した際の大笑や、張裔との談笑に見えるように、蜀の人士との外交の場で發せられる「笑」である。もうひとつは、孫権の不興を買った朱治を弁護する諸葛瑾の説得に納得した際や、呂蒙が中傷を受けた蔡遣に怨みを抱かず、逆に豫章太守に推薦した際、夷陵の戦いで指揮に従わない古參の部将たちに対して陸遜が示した配慮を評価した際等、君臣・家臣間の調和が保たれた際に發せられている。多發される孫権の「笑」には、対外的には魏蜀の間を転変極まらない外交でわたり、国内的には豪族や名士の糾合に苦慮した呉の国策の実態が反映されているといえるであろう。²⁸ 信任していた呂壹の悪事が露見して誅殺された後、「久しく会うことがなくても、心を通わせて事業をとものにすれば笑いあえるのが理想の君臣像だ」と述べた詔勅は、蓋し心からの「笑」に焦がれた孫権の肺腑の言であろう。

孫策は孫権に次ぐ三回の「笑」が陳寿本文に記されている。容姿秀麗で談笑を好み、闊達で人の意見をよく聞き入れるという君主としての資質に恵まれており、敵将であった太史慈を幕下に迎えるときの笑いは、劉繇が許劭の嘲笑を畏れて太史慈を抜擢できなかったことと比して秀逸である。張昭の名声が高すぎることに豪気な笑いを見せたことも相俟って、呉の勃興期に、人材を使いこなす自信に満ちた颯爽たる青年君主の姿が浮かび上がる。

喜怒を色にあらわさなかったとされる劉備であるが、豪傑と交わることを好む剛胆な氣質が發せしめたものであろうか、孫策と同様に陳寿本文に三回の「笑」が記されている。戦勝の宴で浮かれて、仁義にもとる發言をしたことを諫めた龐統との和解の際と、禁酒令の嚴罰化を諫めた簡雍の機知に得心した際の大笑、そして李恢を評価して昇進させた際であり、謀臣の諫争や人事に関わる場での君臣間の親和に関する表現として發せられている。

かく見ると、陳寿本文に見える三国の草創期の君主の「笑」は、単に出現頻度が高いだけではなく、概ね肯定的な筆致のもとで政治力・外交力の高さを記すものとして描出されている。曹丕の「笑」は裴松之注には七回見えるが、本文には一回しか描かれておらず、しかもそれは酒好きの徐邈を「名不虛立」と大笑した場面のみである。その点からいえば曹丕は、陳

寿が優れた資質を持つ草創期の君主にのみ許した「笑」から遠い位置にある。

人臣の厳しい査定に晒されている君主たちは、笑うばかりではなく、笑われる側に立つ危険にも常に晒されている。例えば、孫権は袁紹の後継者問題の失策に鑑みて、呉の後継者争いも「天下の物笑いになる」と危惧していたが、結局袁氏と同様の轍を踏み、「閹庭錯乱し、笑いを古今に遺した」と評されている。また孫権は張昭から虎狩りについて、「如し一旦の患あらば、天下の笑いを奈何せん」と諫められ、公孫淵に燕王の位を授ける使者を送るのは愚策であり、「亦た笑いを天下に取らざらんや」と涙ながらに諫められている。いずれも「笑」の抑止力を以ての諫めであるが、これらの諫めがいずれも聞き入れられていないことに、張昭と孫権との確執の一端が浮き彫りになる。さらに虎狩りを諫める張昭に孫権が「笑」って答えなかったことが、期せずして悪趣味な符合をなしている。呉の名士と君主権力との闘ぎ合いが笑えない「笑」に集約されて噴出し、それが孫権の君主としての評価に一抹の影を落としていることは否めない。

それに対して、曹操、孫策、劉備は本文、裴松之注を含めて一度も愚弄の「笑」の対象となっていない。とりわけ曹操は、自らは二十九回にも及ぶ「笑」を発する感情の抑揚の震央にありながら、一度も失態の「笑」の対象とはされていない点、君主としての立ち位置が際立っている。⁴² 陳寿と裴松之の感情表現の筆下、曹操は「笑」を司る知性と度量に於いてあらゆる人物を凌駕しており、「寧ろ我人に負くとも、人我に負くこと母からしめん」という言葉⁴³を借りていえば、「寧ろ我人を笑うとも、人我を笑うこと母からしめん」ともいふべき君主として描出されている。

三、裴松之注に見える「笑」

魏晉時代の諸書を数多く引用する裴松之注では、機知と諧謔精神の横溢を良しとする趨勢を反映して、陳寿本文では笑っていない荀彧や孔融、王朗、華歆等の名士たちも笑う機会を与えられている。例えば、諸葛亮も裴松之注でのみ笑う人物の一人であり、『三國志』卷四十二譙周伝注引『蜀記』に、

周初見亮、左右皆笑。既出、有司請推笑者、亮曰、孤尚不能忍、況左右乎。

譙周が初めて諸葛亮に面会したとき、傍らにいた者たちは（譙周の様子を見て）笑ってしまった。退出したあと、役人が笑った者を尋問しようとしたところ、諸葛亮は「私でさえ笑うのを堪えられなかったのだから、まして周囲にいた者は仕方がないであろう」と言った。

と見える⁴⁴。譙周の様子に失笑した諸葛亮であったが、その諸葛亮自身も黄承彦の娘を娶った際に「醜い嫁をもらった」と笑われたのであり、⁴⁵ 裴松之引くところの諸書は、挙措や風貌が人物鑑定の重要な査定対象であった往時の気風を垣間見させてくれる。⁴⁶ また、董卓が皇甫嵩との出世争いに勝ったことを誇って笑う話や、曹操がかつて自分を北部尉に推挙してくれた司馬防に「私をいまでも尉にするべきかね」と戯れ、司馬防が「昔、大王さまを推挙したときには、まさに尉となるに相応しかったのでございます」と応えたところ曹操が大笑した話、⁴⁸ 諸葛亮が石広元や徐庶、孟公威と将来について語った際に、自分ごとまで出世できるかについては笑って答えなかった話等、⁴⁹ 裴松之注引諸書は、名士や武将たちにとっては出世が大きな関心であったことを伝えている。そして、虞翻が荀爽の『易経』の解釈を笑った逸話や、阮籍の長嘯を耳にした蘇門生が悠然たる笑みを見せた逸話⁵¹は、魏晋時代の学問や思想の息吹を伝えている。

裴松之注には百十六回「笑」が現れるが、引用書のなかで「笑」の頻度が高いものには、『魏略』十六回、『魏書』十回、『漢晋春秋』九回、『呉書』『江表伝』六回、『呉録』五回、『典論』『曹瞞伝』『管輅別伝』『漢晋春秋』四回等がある。それらの中で嘲笑や後味の悪い諧謔と判ぜられる用例は、「笑いものになりませぬ」という諷刺の言葉も含めるならば、『魏書』に六回、⁵² 『漢晋春秋』に五回、⁵³ 『呉録』に三回⁵⁴見られる。これらの書に見える「笑」の過半数は爽快ならざる意趣を湛えていることになる。

この傾向は、陳寿本文では概して肯定的な「笑」に委ねられていた君主たちにも及んでいる。かつて動乱のなかで飢えに苦しみ人を食べた王忠に対して、墓場から持って来させた髑髏を馬の鞍に結びつけて笑いものにした曹丕や、宴席で大臣たちを愚弄して笑いものにした孫皓、⁵⁶ 魏に降り司馬昭の宴席で愚かな享楽の笑いを発して嘲笑を受けた劉禪等、⁵⁷ 陳寿本文では免れた悪意ある「笑」の烙印を、裴松之注からは容赦無く押されることになった。裴松之は人々の目に映じた悪しき「笑」

の描写によって、君主の資質に対する厳しい審判の材料を提示している。そのなかで、曹操に関していえば、許子将の「治世の能臣、乱世の姦雄」という評に対する笑いの評価は様々に分かれるところだが、⁵⁸そこでも大笑を放っている点は面目躍如たるものがあり、「笑」のうえで裴松之注も曹操に決定的な瑕疵を付け難かったといえるであろう。

四、「嘲」と「嘲」に見える用例の偏向

「笑」が嘲笑の意をも包含するものであれば、嘲笑を意味する他の語も検討対象とする必要がある。本節では「嘲」と「嘲」について比較する。

「嘲」は『三国志』に十三回（本文五回、裴注八回）見える。例えば、『三国志』卷四十三馬忠伝に、

忠爲人寬濟有度量、但詠嘲大笑、忿怒不形於色。然處事能斷、威恩並立、是以蠻夷畏而愛之。

馬忠の人柄は寛大で度量があり、冗談をいって大笑いはするが、怒りを顔色にあらわすことはなかった。事に臨んではよく決断をし、威光と恩恵とをともに示したので、蛮族たちは畏れ、またその人柄を愛した。

と見えるのは好意的な筆致であるうし、『三国志』卷四十二李譔伝に、

太子愛其多知、甚悅之。然體輕脫、好戲嘲、故世不能重也。

劉禪の太子劉瑑は李譔が博識であることを愛し、たいへん彼を気に入っていた。しかし李譔は軽薄でふざけることを好んだので、重んじられなかった。

と見えるのは、好ましからざる結果に繋がった否定的な用例である。「嘲」も「笑」と同様に、人柄や場面、諧謔の程度によって多義的なニュアンスで運用される語であり、冗談から度の過ぎた悪ふざけまで、幾層かの温度差を含んでいる。

「嘲」が用いられている人物は、陳寿本文では、鍾繇（朱建平伝）、張裔（張裔伝）、李譔（李譔伝）、馬忠（馬忠伝）、孫權（費禕伝）の五名である。裴松之注では、孔融（崔琰伝注引『漢紀』）、曹操（王朗伝注引『魏略』）、曹植（陳思王伝注引『典略』）、崔林（常林伝注引『魏略』）、費禕（諸葛恪伝注引『諸葛恪別伝』）が「嘲」にかかり、他に裴松之が諧謔につい

て論じる箇所は二回（張裔伝）、鄧芝を評する文に一回（宗預伝）用いられている。「嘲」とかわる人物を国別に分類すれば、魏五名、蜀四名、呉一名となる。

次に「嘲」について見ると、十七回（本文五回、裴注十二回）用いられている。「嘲」も「嘲」と同様に、多層的な運用がなされている。例えば、『三国志』卷三十六趙雲伝注引『趙雲別伝』に、

時袁紹稱冀州牧、瓚深憂州人之從紹也、善雲來附、嘲雲曰、聞貴州人皆願袁氏、君何獨迴心、迷而能反乎。

当時、袁紹は冀州牧を称し、公孫瓚は州の人々が袁紹に付き従うことを深く憂えていたが、趙雲が帰順して来たことを喜び、趙雲をからかって、「聞くところによると、あなたの州の人はみな袁氏に従うことを望んでいるというが、君はなぜ一人だけ翻心して、迷いからよく立ち返ることができたのかね」と言った。

と見える「嘲」は、あざけるでは意味が通じず、からかうのニュアンスでなくてはならない。同様に、吉茂が蘇則の役職を「執虎子（便器係）」とからかい、孫登が諸葛恪に「馬糞を食らうべし」と「嘲」る場面等も、いずれも深刻ではないからかこのニュアンスである。これら親密の意を込めた諧謔の「嘲」に比べて、『三国志』卷五十三薛綜伝に、

西使張奉於權前列尚書闕澤姓名以嘲澤、澤不能答。

西方の蜀からの使者の張奉が、孫権の御前で尚書の闕澤の姓名の文字を分解して嘲笑ったが、闕澤はやり返すことができなかった。

と見える「嘲」にはあざけりの悪意が仄見える。

陳寿本文には「嘲」が五回見えるが、そのうちの三回は文字にかかわる場面で用いられているのが特徴的である。氏儀の姓の「氏」の字は、「民」の上が無いものであるから、「是」の字に改めるべきだと孔融が「嘲」ったところ、本当に是儀に改めてしまった話や、劉備が張裕の豊かな鬚を見て「私が昔、涿県に居たころ、毛姓がとくに多く、東西南北、みな毛氏であった、云々」と「嘲」ったところ、逆に張裕から劉備には鬚がないことをあげつらわれ、それを怨みに思っていた劉備は、後に諸葛亮の諫めも聞かずに意趣返しに張裕を処刑してしまうにいたった話が見える。ことほどさように、姓名や国

名、地名の文字を解き明かして機転を競う問答は、国や個人の威信をかけた外交上の知的遊戯として、緊張感と悪意を伴う「嘲」に先導される形でしばしば現れる。

「嘲」の見える逸話は、呉の人物、あるいは呉にかかわる書物からの引用が多く、十八例のうち十例を占めている。先述した孫登と諸葛恪、張奉と闕澤の話のほか、『三国志』巻四十四費禕伝には、

孫權性既滑稽、嘲啁無方、諸葛恪、羊衝等才博果辯、論難鋒至、禕辭順義篤、據理以答、終不能屈。

孫權は生来口がたち、むやみに人をからかう性質であり、諸葛恪や羊衝は才能豊かで弁論が巧みであったので、舌鋒鋭く議論をしかけたが、費禕の言葉は筋道が通り道義にかなっており、道理に従って返答したので、ついに屈服させることができなかった。

と見える。また『三国志』巻六十五韋曜伝⁸⁵には、

皓每饗宴、無不竟日、坐席無能否率以七升爲限、雖不悉人口、皆澆灌取盡。(略)又於酒後使侍臣難折公卿、以嘲弄侵克、發摘私短以爲歡。

孫皓が宴会を開くと必ず終日に及び、列席した者は酒を飲める者も飲めない者も七升飲むことになっており、飲み干すことができない者もみな酒をこぼして飲み干したふりをした。(略)孫皓は宴会で酒を飲ませた後に、近侍の者たちに命じて重臣たちを難詰させ、嘲弄して責めさせ、欠点をあげつらって楽しんだ。

と見える。孫皓の悪質な狂態は頻繁に描かれており、『三国志』巻六十五王蕃伝注引『呉録』にも、

皓每於會、因酒酣、輒令侍臣嘲諷公卿、以爲笑樂。

孫皓は宴会ごとに酒が酣になると、いつも侍臣に命じ重臣たちをからかわせて、笑いものにして楽しんだ。

と見える。また、「嘲」は「酒酣」に出来るのが常套であり、『三国志』巻四十七呉主伝注引『呉書』にも、

魏文帝因酒酣、嘲問曰、呉魏峙立、誰將平一海内者乎。

魏の文帝曹丕は酒が酣になると、(呉からの使者である陳化を) からかつて、「呉と魏が対峙しているが、天下を統一す

るのはどちらであろうか」と尋ねた。

と見える。同じく呉主伝注引『呉書』には、曹丕が呉からの使者の趙咨を高く評価したうえで、「孫権は学問がおありかね」とからかう記述もある。⁶⁴「嘲」は呉の酒宴と外交にかかわる場面で多用されており、陳化や趙咨等は君命を辱めずに、曹丕の挑発に見事な応対を見せている。⁶⁵

「嘲」は魏・蜀の用例がほとんどを占めており、呉に關しては費禕との交渉の際の孫権の一例と『諸葛恪別伝』からの引用を見るに過ぎなかった。それに比べると「嘲」の十八例のうち十例が呉の人物、もしくは呉の書籍からの出典によることは大きな偏重である。呉の諧謔と狂態の実相が「嘲」の乱舞であったのか、機知を強調して記録にとどめようとする傾向や語の用法に地方差があったのか、用例自体が少ないので、それが偶然の選択であったのか、何らかの意図や偏向を背景に持つのかについて厳密に措定することはできないが、諧謔と嘲笑に対する関心の温度差があり、その頻度と用例に於いて偏重を生んだ可能性がある点は指摘されてよいであろう。

五、結語

『三国志』の笑いは直情径行な感情表現ではなく、朝堂や帷幄に於ける知性と政治の残響として発せられている。陳寿本文の「笑」は君主のあるべき姿を描出する手段の一つであり、伝えるべき事例を厳しく濾過したものであった。それは三国の創始者たる曹操、孫権、孫策、劉備が「笑」を発する回数が多いことだけでなく、快活、聡明、大度といった君主たちの良き側面の発露としての「笑」を描出する傾向が強いことにも示されている。君主たちの「笑」は異なる動機の傾向を負わされており、曹操の「笑」は君主個人の資質の高さから、孫権の「笑」は呉の置かれた国情の深層から湧出したものである。そして陳寿は、過度の諧謔や醜態をさらす君主の「笑」には、記録として残す必要性を認めなかった。その点からいえば、君主の「笑」は彼等自身の感情の発露である以上に、陳寿の史家としての眼差しが求めた「笑」であったといえるであろう。

裴松之注は一定の基準で精選するのではなく、陳寿本文の遺漏を博く諸書から補うという姿勢のもと、当時の人々にとつて等身大な「笑」を伝えている。陳寿本文では概ね好意的な「笑」のみ描かれていた君主たちも、裴松之注では、ときに陰湿さや狂態、嘲笑の「笑」の対象とされている。しかし、そのなかでも曹操が悪意や失態の「笑」の対象とされていないのは刮目すべき事柄である。曹操に対する「非常之人、超世之傑」という評価を、陳寿と裴松之注は「笑」という感情表現のうえからも描出しているといえるであろう。

諧謔・嘲笑の「嘲」「嘲」について見ると、「嘲」は魏・蜀の事例が多いのに対して、「嘲」は呉の外交や酒宴に関わる場面での事例が多いという偏向が見られた。このことは、ある感情表現がなされるに相応しい特定の場面がありうることを示しているが、用例自体が少ないため、「嗤」「戯」「弄」等の類義的な語も含めて更なる比較が必要である。

本稿では、実在した歴史人物の感情表現に関する考察の端緒として、『三国志』の描出する笑いを考察の対象としたが、その本質を把握するためには、『三国志』に見られる他の感情表現との比較、『世説新語』等の同時代の書籍や他の史書、詩文、小説、諸芸能との比較も不可欠である。⁶⁸ その遼遠なる眺望を得ることは今後の課題としたい。

注

1 統計は台湾中央研究院の漢籍電子文獻瀚典全文檢索系統 <http://hanji.sinica.edu.tw/> (二〇一六年十月二十三日閲覧) に拠り、原文の引用は中華書局標点本に拠る。

2 正史に見える「笑」の回数を成書年代順に挙げると、『史記』百六十七回、『漢書』百五十回、『三国志』百八十八回、『後漢書』百七十四回、『宋書』九十二回、『南齊書』四十四回、『魏書』百十九回、『梁書』四十回、『陳書』十三回、『北齊書』五十七回、『周書』二十七回、『晉書』百七十五回、『隋書』五十八回、『南史』二百二十四回、『北史』二百三十四回、『旧唐書』百四十四回、『旧五代史』八十七回、『新唐書』百七十八回、『新五代史』七十二回、『遼史』十四回、『金史』五十七回、『宋史』三百三十四回、

『元史』六十六回、『明史』二百六回、『清史稿』百十一回である。

謙周の風貌を笑ったことを間接的に示している場面も含めれば、諸葛亮の「笑」は四回となる。「三、裴松之注に見える「笑」で後述。

4 時羽便適請諸將飲食相對、臂血流離、盈於盤器、而羽割炙引酒、言笑自若。〔『三国志』卷三十六閔羽伝〕

5 語畢、出書示之、因拊手大笑。〔『三国志』卷五十四呂蒙伝〕

6 洪置酒大會、令女倡著羅縠之衣、蹋鼓、一座皆笑。〔『三国志』卷二十五楊阜伝〕

7 疇笑而應之曰、此非君所識也。〔『三国志』卷十一田疇伝〕

8 昭雖諫爭、常笑而不答。〔『三国志』卷五十二張昭伝〕

9 又曰、姜維自一時雄兒也、與某相值、故窮耳。有識者笑之。〔『三国志』卷二十八鄧艾伝〕

10 嘉本典虞車工、卒暴富貴、明帝令朝臣會其家飲宴、其容止舉動甚蚩駘、語輒自謂侯身、時人以爲笑。〔『三国志』卷五明悼毛皇后伝〕

11 或勸繇可以慈爲大將軍、繇曰、我若用子義、許子將不當笑我邪。但使慈偵視輕重。〔『三国志』卷四十九太史慈伝〕

12 昔漢武信求神仙之道、謂當得雲表之露以餐玉屑、故立仙掌以承高露。陛下通明、每所非笑。〔『三国志』卷二十一衛覲伝〕

13 臣常疾世主莫不思紹堯、舜、湯、武之治、而蹈踵桀、紂、幽、厲之跡、莫不蚩笑季世惑亂亡國之主、而不登踐虞、夏、殷、周之軌。悲夫。〔『三国志』卷二十五、高堂隆伝〕

14 昔項籍總一強衆、跨州兼土、所務者大、然卒敗垓下、死於東城、宗族焚如、爲笑千載、皆不以義、陵上虐下故也。〔『三国志』卷

三十三後主伝注引『諸葛亮集』〕

15 紀復曰、豐聞將軍之退、拊手大笑、喜其言之中也。紹於是有害豐之意。〔『三国志』卷六袁紹伝注引『先賢行狀』〕

16 豐天姿瓌傑、權略多奇、少喪親、居喪盡哀、日月雖過、笑不至矧。〔『三国志』卷六袁紹伝注引『先賢行狀』〕

17 紹又嘗得一玉印、於太祖坐中舉向其肘、太祖由是笑而惡焉。〔『三国志』卷一武帝紀〕裴松之注引『魏書』は、「太祖大笑曰、吾

不聽汝也。」と記す。

18 於是交馬語移時、不及軍事、但說京都舊故、拊手歡笑。〔『三国志』卷一武帝紀〕

19 攸曰、此所以禽敵、奈何去之。太祖目攸而笑。〔『三国志』卷十荀攸伝〕

20 太祖笑曰、卿言近之。〔『三国志』卷十四劉曄伝〕

- 21 太祖曰、何思。詔曰、思袁本初、劉景升父子也。太祖大笑、於是太子遂定。〔三國志〕卷十賈詡傳)
- 22 太祖迎見大笑曰、本但欲使避賊、乃更驅盡之。拜濟丹陽太守。〔三國志〕卷十四蔣濟傳)
- 23 權大笑曰、君之誠款、乃當爾邪。〔三國志〕卷四十五鄧芝傳) 權大笑、嘉其抗直、甚愛待之、見敬亞於鄧芝、費禕。〔三國志〕卷四十五宗預傳)
- 24 權言笑歡悅、有器裔之色。〔三國志〕卷四十一張裔傳)
- 25 權喜、笑曰、孤意解矣。顏氏之德、使人加親、豈謂此邪。〔三國志〕卷五十二諸葛瑾傳)
- 26 及豫章太守顧邵卒、權問所用、蒙因薦遺奉職佳吏、權笑曰、君欲爲祁奚耶。〔三國志〕卷五十四呂蒙傳)
- 27 權大笑稱善、加拜遜輔國將軍、領荊州牧、卽改封江陵侯。〔三國志〕卷五十八陸遜傳)
- 28 吳の君主權と「名士」社会の対峙性については、渡邊義浩『三國政權の構造と「名士」』(汲古書院、二〇〇四年)第三章「孫吳政權論」等参照。
- 29 久不相見、因事當笑。共定大業、整齊天下、當復有誰。〔三國志〕卷四十七吳主傳)
- 30 策爲人、美姿顏、好笑語、性闊達聽受、善於用人、是以士民見者、莫不盡心、樂爲致死。〔三國志〕卷四十六孫討逆傳)
- 31 策大笑曰、今日之事、當與卿共之。〔三國志〕卷四十九太史慈傳)
- 32 策聞之、歡笑曰、昔管仲相齊、一則仲父、二則仲父、而桓公爲霸者宗。今子布賢、我能用之、其功名獨不在我乎。〔三國志〕卷五十二張昭傳)
- 33 少語言、善下人、喜怒不形於色。好交結豪俠、年少爭附之。〔三國志〕卷三十二先主傳)
- 34 先主尋悔、請還。統復故位、初不顧謝、飲食自若。先主謂曰、向者之論、阿誰爲失。統對曰、君臣俱失。先主大笑、宴樂如初。〔三國志〕卷三十七龐統傳)
- 35 先主大笑、而原欲釀者。〔三國志〕卷三十八簡雍傳)
- 36 先主笑曰、孤之本意、亦已在卿矣。〔三國志〕卷四十三李恢傳)
- 37 帝大笑、顧左右曰、名不虛立。〔三國志〕卷二十七徐邈傳)
- 38 權患之、謂侍中孫峻曰、子弟不睦、臣下分部、將有袁氏之敗、爲天下笑。〔三國志〕卷五十九孫和傳注引殷基『通語』)
- 39 遠觀齊桓、近察孫權、皆有識士之明、傑人之志、而嫡庶不分、閭庭錯亂、遺笑古今、殃流後嗣。〔三國志〕卷五十一嬪傳)
- 40 如有一旦之患、奈天下笑何。〔三國志〕卷五十二張昭傳)

- 41 若淵改圖、欲自明於魏、兩使不反、不亦取笑於天下乎。〔三國志〕卷五十二張昭伝)
- 42 審配が曹操の計略をみくびつて笑つた例があるが〔三國志〕卷六袁紹伝、結果として曹操の勝利に終わっていることから、審配の嘲笑は審配自身に向けられる記述としてとらえることができるであろう。
- 43 寧我負人、毋人負我。〔三國志〕卷一武帝紀注引孫盛「雜記」)
- 44 〔三國志〕卷四十二譙周伝は、譙周の風貌を「身長八尺、體貌素朴、性推誠不飾」と記す。
- 45 時人以爲笑樂、鄉里爲之諺曰、莫作孔明擇婦、正得阿承醜女。〔三國志〕卷三十五諸葛亮伝注引「襄陽記」)
- 46 例えば、宮廷での儀礼に疎かつた游楚を曹叡が笑う話が〔三國志〕卷十五張既伝注引「魏略」に見える。
- 47 卓笑曰、卿早服、今日可不拜也。〔三國志〕卷六董卓伝注引「山陽公載記」)
- 48 及公爲王、召建公到鄴、與歡飲、謂建公曰、孤今日可復作尉否。建公曰、昔舉大王時、適可作尉耳。王大笑。〔三國志〕卷一武帝紀注引「曹瞞伝」)
- 49 三人問其所至、亮但笑而不言。〔三國志〕卷三十五諸葛亮伝注「魏略」)
- 50 以美大衍四象之作、而上爲章首、尤可怪笑。〔三國志〕卷五十七虞翻伝注引「虞翻別伝」)
- 51 籍之對之長嘯、清韻響亮、蘇門生迪爾而笑。〔三國志〕卷二十一王粲伝注引「魏氏春秋」)
- 52 裴松之注引「魏書」には、曹操の何進や袁紹への嘲笑が二回(武帝紀注)、布令のなかで韓信・陳平の如く有能だが「笑われている」人物を推薦せよとの意で二回(武帝紀注)、困窮する天子を兵士たちが愚弄する場面(董卓伝注)、齊王曹芳の「讎笑」を司馬師が批判する上奏文(齊王紀注)が見られる。
- 53 裴松之注引「漢晋春秋」には、春秋の魯の昭公が天下の笑いものとなった例を挙げて、王経が曹髦の暴発を諫めた場面(高貴郷公紀注)、鍾会を埋葬したことを難詰する司馬昭に向雄が「笑いものとなりますぞ」と諫めた場面(鍾会伝注)、司馬懿が諸葛亮を虎の如く畏れていて天下に笑われると、魏の諸將が責める場面(諸葛亮伝注)、劉禪が魏に降つた後に宴席で楽しげに笑い、それをまた嘲笑される場面(後主伝注)が見られる。
- 54 裴松之注引「呉録」には、孫策が嚴輿の実力を見切る場面(孫討逆伝注)、孫権が歩騭の上奏文を嘲笑う場面(歩騭伝注)、孫皓が宴席で重臣を愚弄する場面(王蕃伝注)が見られる。
- 55 五官將知忠嘗噉人、因從駕出行、令俳取家間鬪饅繫著忠馬鞍、以爲歡樂。〔三國志〕卷一武帝紀注引「魏略」)
- 56 皓每於會、因酒酣、輒令侍臣嘲諷公卿、以爲笑樂。〔三國志〕卷六十五王蕃伝注引「呉録」)

- 57 司馬文王與禪宴、爲之作故技、旁人皆爲之感愴、而禪喜笑自若。(略)王曰、何乃似郤正語邪。禪驚視曰、誠如尊命。左右皆笑。
 (『三國志』卷三十三後主伝注引『漢晉春秋』)
- 58 嘗問許子將、我何如人。子將不答。固問之、子將曰、子治世之能臣、亂世之姦雄。太祖大笑。(『三國志』卷一武帝紀注引孫盛
 『異同雜語』)
- 59 茂見則、嘲之曰、仕進不止執虎子。則笑曰、我誠不能效汝蹇蹇驅鹿車馳也。(『三國志』卷十六蘇則伝注引『魏略』)
- 60 太子嘗嘲恪、諸葛元遜可食馬矢。(『三國志』卷六十四諸葛恪伝注引『諸葛恪別伝』)
- 61 郡相孔融嘲儀、言氏字民無上、可改爲是、乃遂改焉。(『三國志』卷六十二是儀伝)
- 62 其人饒鬚、先主嘲之曰、昔吾居涿縣、特多毛姓、東西南北皆諸毛也。(『三國志』卷四十二周羣伝)
- 63 本名は韋昭だが、司馬昭の諱を避けて韋曜と書き換えた旨、『三國志』卷六十五韋曜伝注に見える。
- 64 魏文帝善之、嘲咨曰、吳王頗知學乎。(『三國志』卷四十七吳主伝注引『吳書』)
- 65 高橋康浩氏は「韋昭『吳書』に傳のあつた人物は、概ね使者として對外的に活躍し、名聲を得ていた人物であつたことが理解で
 きよう。陳化・趙咨・沈珩・馮熙・鄭泉たちは、時に相手君主をやりこめ、時に孫吳および君主孫權を稱揚し、あまつさえ正統
 性すら堂々と主張したこともあつた。」(『韋昭研究』(汲古書院、二〇一一年)第三章「『吳書』の偏向とその検討」二〇五頁)
 と指摘する。
- 66 抑可謂非常之人、超世之傑矣。(『三國志』卷一武帝紀)
- 67 『三國志』に「戲」は百六回、「弄」三十六回、「嗤」は五回見える。
- 68 『三國志演義』に見える感情表現については、拙論「『三國志演義』の「笑い」の位相について」(『藝文研究』第一〇四号、二〇
 一三年六月)、『三國志演義』の涙の力学(『藝文研究』第一〇五号、二〇一三年十二月)、『三國志演義』の怒りの諸相(『藝
 文研究』第一〇七号、二〇一四年十二月)参照。正史『三國志』と『三國志演義』の感情表現の相関については稿を改めて論じ
 たい。